

大阪市北区ビル火災を受けた緊急査察の結果について

1 緊急査察の実施内容

(1) 緊急査察対象物

不特定多数の方が利用するビルで屋内階段が1つの防火対象物数 1,105件
(行政区別対象物数)

行政区	防火対象物数	行政区	防火対象物数
北	27	下京	201
上京	54	南	47
左京	69	右京	50
中京	295	西京	35
東山	253	伏見	50
山科	18	醍醐	6

※ 優先して取り組むこととした複数の用途が存在するもの(525件)に、それ以外のもの(580件)を追加した。

※ このうち、22件について都市計画局と合同で実施した。

(2) 実施期間

令和3年12月20日から令和4年1月31日まで

(3) 指導内容

- ア 階段、通路等の避難経路及び防火戸、防火区画におけるシャッター等の管理の徹底
- イ 「火災から命を守る避難の指針」の周知
- ウ 火気使用設備・器具及び喫煙等の火気管理の徹底
- エ 防火管理体制の確認及び自衛消防訓練の励行
- オ 消防用設備等の維持管理
- カ 消防用設備等点検及び防火対象物点検の実施の徹底
- キ 放火防止対策等共用部分の管理の徹底

2 実施結果

(1) 違反事項の状況

違反事項のあった防火対象物数 573件(約52%)

違反事項	防火対象物数
階段等の避難経路における物品存置	116
防火戸の閉鎖障害	55
消防用設備等の不備	243
防火管理者・統括防火管理者未選任	133
防火対象物点検未報告	263
消防用設備等点検未報告	271
その他(防火対象物使用届未提出, 防災物品未使用等)	179

国が緊急点検の対象とした違反事項のある防火対象物333件(約30%)

※ 1つの防火対象物に複数の違反事項が存在する場合あり

(2) 違反事項への対応

ア 自動火災報知設備の未設置，防火戸の撤去等，出火時に特に人命危険が高い違反を認めた防火対象物3件に対し，早期に是正するよう指導した結果，いずれも是正計画書が提出されたことから，今後，是正状況の現地確認を行う。

イ 階段等の避難経路や防火戸付近に避難の支障となる物品が存置されている防火対象物には，直ちに除去するよう是正指導を行った。

ウ 違反事項があった防火対象物の関係者に査察結果通知書を発行し，期限（概ね2週間）を定めて是正計画書を提出するよう指導している。

エ 是正計画書が提出されれば，是正状況の確認を行う。是正計画書が提出されないなど是正意思が見られない場合は，警告，命令といったさらに強力な違反是正指導を行う。

(3) その他

国において，今回の火災を踏まえた防火・避難対策等が検討されていることから，その動向を踏まえて対応していく。

(参考) 大阪市北区ビル火災の概要

- | | |
|---|--|
| 1 | 発生日時：令和3年12月17日（金）午前10時18分（覚知） |
| 2 | 発生場所：大阪市北区曾根崎新地1丁目3番17号 堂島北ビル |
| 3 | 建物概要：耐火構造地上8階建て（屋内階段1），延べ面積700㎡ |
| 4 | 用途：複合用途防火対象物（16）項イ（診療所，エステ，物品販売店舗等） |
| 5 | 消防設備：消火器，屋内消火栓，自動火報知設備，誘導灯，連結送水管 |
| 6 | 被害状況：死傷者27名（うち死者25名） ※容疑者除く
4階37㎡焼損 |